

ミツヒロニュース



暑中お見舞い申し上げます。
東京ディズニーランド(TDL)は運営するにあたり「便利＝サービスではない」ことを徹底しています。TDLはコミュニケーションを売る場所なので入場券や飲料などは「手から手に」「スマイルからスマイルへ」を基本としています。なぜなら「モノを売る時が、絶好のコミュニケーションのチャンス」だからです。支払いや銀行の手続きなどスマホを使えばすぐ出来る時代になりましたが、お客様とコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。 **光廣 昌史**

今月のトピック

- ◇来年期限を迎える3つの非課税制度
- ◇知っておきたい印紙税の基礎
- ◇夏季休業のお知らせ
- ◇あとがき
「ポイ活、はじめます！」



来年期限を迎える3つの非課税制度

経済対策の一環で設けられた贈与税の非課税制度のいくつかが、来年で期限を迎えます。そのうち3つの制度の概要を確認します。

1. 3つの制度と創設の趣旨

社会的・経済的な問題解消を税で後押しする「政策税制」として、次の3つの贈与税の非課税制度があります。

非課税制度	創設の趣旨
教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税	高齢世代の貯蓄を子育て世代へ早期に移転することを通じて、教育費用の負担を軽減させつつ消費を活性化させる目的
結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税	高齢世代の貯蓄を、将来の経済的不安がある若年世代へ早期に移転することを通じて、若年層の結婚・妊娠・出産・子育て資金の負担を軽減させる目的
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税	住宅需要を喚起させる目的

2. 3つの制度の概要

これら3つの制度の概要は、それぞれ次頁表のとおりです。これらの制度は、格差固定化を防ぐ等の目的で見直しが示唆されていますが、いずれも来年に適用期限を迎えることから、令和5年度税制改正において何らかの措置等がなされることも想定されます。これらの制度を活用した贈与を検討される際には、適用期限にご留意ください。

今回確認した3つの制度の詳細その他、贈与税を含めた税金のご相談は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

		教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与	住宅取得等資金の贈与
贈与者の要件		直系尊属（父母、祖父母）		
受贈者の要件	年齢	30歳未満	18歳以上※ 50歳未満 ※令和4年3月31日までは20歳以上	18歳以上※ ※令和4年3月31日までは20歳以上
	合計所得金額	1,000万円以下	1,000万円以下	2,000万円以下
適用期限		令和5年3月31日	令和5年3月31日	令和5年12月31日
非課税限度額		1,500万円 (うち学校等以外は500万円)	1,000万円 (うち結婚資金は300万円)	1,000万円 (省エネ等住宅以外は500万円)
主な資金使途		入学金、授業料、教科書代、塾代 通学定期券代、留学渡航費等	挙式費用、引越費用、出産費用子の医療費・保育費等	自己が居住する住宅用家屋の新築、取得または増改築等の対価
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了時（受贈者が30歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 ・贈与者死亡時の残額は原則、相続税の課税対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了時（受贈者が50歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 ・贈与者死亡時の残額は、相続税の課税対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住宅用家屋の床面積は50㎡以上240㎡以下（合計所得金額が1,000万円以下の場合は下限が40㎡以上） ・原則、贈与年の翌年3月15日までに新築等し、居住

参考：財務省 HP「贈与税に関する資料」https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e06.htm 他



知っておきたい印紙税の基礎

1. 印紙税の豆知識

◆売上の領収書でも印紙税がかかりません

営業目的の売上の5万円以上の「領収書」には、その記載された金額により印紙税がかかります。それは印紙税法の第17号文書「金銭又は有価証券（小切手・手形等）の受取書」に該当するためです。

しかし、17号文書の「課税物件」欄の文言をよく読むと、「金銭又は有価証券の受取書」となっています。今はやりの電子決済やクレジットカード取引等の信用取引では現実に金銭や有価証券の授受を伴いませんから、売上にかかる「領収書」でも印紙税はかかりません。ただし領収書に「〇〇電子決済」や「クレジットカード決済」等と明記しておく必要があります。

電子決済といっても事前に入金しているような前払支払方式や即時決済等、信用取引ではない場合は金銭の授受と見なされ、「領収書」は17号文書となり印紙税がかかります。

◆5万円に消費税は含まれるの？

5万円以上の領収書には、記載された金額により印紙税がかかることは周知の通りです。最高で20万円（10億円を超える金額）の印紙税がかかりますが、消費税が含まれるのかどうかで10%の差が出ます。

例えば46,000円の商品を販売すると消費税が4,600円かかります。お客様から50,600円を頂戴して「領収書」を発行するときに、単に合計で品代50,600円とだけの記載ですと印紙税はかかります。しかし「消費税の金額が区分記載されている場合は、消費税の金額は、記載された受取金額に含めない」という税法の規定がありますので、次の①又は②のように記載すれば印紙税はかかりません。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ① 商品代金 46,000円
消費税及び地方消費税 4,600円
合計 50,600円 | ② 商品代金 50,600円
うち消費税及び地方消費税 4,600円 |
|---|---------------------------------------|



(次頁へつづく)

2. 領収書と印紙税

◆領収書と領収証

「領収書」と「領収証」はどちらも「民法上の受取証書＝現金・商品を受け取った事実を証明する書類」という同じ意味合いを持つ言葉ですが、一般的な市販品では「領収証」という記載が多くなっています。ただ印紙税法では、「領収書」を領収証・レシート・受領書等の総称として使っている感があります。本文でも以下総称として「領収書」とします。

◆領収書と印紙税

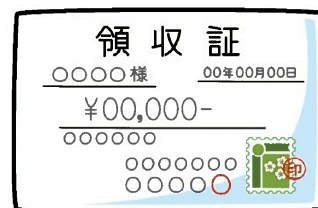
領収書は、印紙税法の印紙税額一覧表の第 17 号文書「金銭または有価証券の受取書」に該当し、印紙税が課税されます。受取書とはその受領事実を証明するために作成し、その支払者に交付する証拠証書をいいます。したがって、「受取書」、「領収証」、「レシート」、「預り書」はもちろんのこと、受取事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」とか「了」などと記入したものや、お買上票などでその作成の目的が金銭または有価証券の受取事実を証明するものであるときは、金銭または有価証券の受取書に該当します。この 17 号文書に該当した場合は、記載された金額により印紙税がかかります。10 億円を超える金額では 20 万円の印紙税がかかります。

◆売上代金以外の領収書

売上代金として受領した「領収書」は前述の通り、その記載された金額により印紙税がかかりますが、売上代金以外の「領収書」は 5 万円未満のものは非課税で 5 万円以上のものは 200 円の印紙税という区分だけです。売上代金以外での金銭等の「領収書」としては、借入金を受領書や担保として差し入れた保証金の受領書等があります。

◆営業目的以外の領収書

営業とは営利を目的として行われる行為ですから、営利を目的としない公益法人や自治体や商売をしていない個人などが金銭等の受領の証として「領収書」を発行しても印紙税はかかりません。



3. 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置を公表！

国税庁は、同庁HP上において、「消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置」と題した記事を掲載しています。

それによりますと、特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、2023年3月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となることの周知を図っています。

特定事業者とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいい、例えば、事業者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響等により、収入の減少又は売掛債権の固定化等その経営の状況が悪化した事業者をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書とは、特定事業者に対して、公的貸付機関等又は金融機関が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して、次の①から④までのすべての要件を満たす金銭の貸付けに関して作成される消費貸借契約書で、2023年3月31日までに作成されるものをいいます。

- ①金銭の貸付けを受ける者が新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者であること
- ②金銭の貸付けを行う者が、公的貸付機関等（地方公共団体、政府系金融機関等）、金融機関（銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関）であること
- ③新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付けであること
- ④他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けであること

なお、印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

できるだけ郵送での提出を要請しており、過誤納となった契約書等（原本）を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）も提出する必要がありますので、該当される方は、あわせてご確認ください。

(注意)

上記の記載内容は、令和4年5月9日現在の情報に基づいて記載しています。今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。



参考文献： ■My Komon ■ゆりかご倶楽部



夏季休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てにあずかり、厚くお礼申し上げます。

弊社では、下記の期間を夏期休業とさせていただきます。何かとご迷惑をおかけ致しますが、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

8月11日(木)～16日(火)

※17日(水)より、平常通り業務を行います。

あしがき 和田です。最近、ポイ活を始めようと情報収集をしています。調べてみると結構面白く、クレジットカードの新規発行だけで数千ポイントがたまり、ポイントサイトを経由するとさらにポイントがたまるみたいです。そして日々の生活費をクレジット払いに切り替えることにより、100万円近くの支払いに対してポイントが付きますので、それだけで結構ポイントがたまります。キャッシュレス決済ではチャージでポイントがたまり、支払でもポイントがたまるのでお得だと思いました。他にもいろいろ貯める方法はあるみたいですが、無理のない程度で楽しくポイントをとためていけたらと思いました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中!

